

令和 6 年 7 月 19 日

公認会計士・監査審査会

令和 6 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 6 事務年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

（１）監査業務の動向

ア 上場会社監査の担い手の状況

- ・ 上場会社の監査においては、大手監査法人²のシェアが時価総額ベースで 9 割を超える状況が続く中、令和 5 年度末における上場国内会社 3,930 社の会計監査人の内訳は、大手監査法人が 2,349 社、準大手監査法人が 610 社、中小規模監査事務所が 971 社となっている。
- ・ 令和 6 年 6 月期における上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は 115 件となっており、令和 5 年 6 月期の 204 件からは減少しているものの、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ交代する傾向は続いている。
- ・ このように上場会社監査の担い手の裾野が広がる中、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、中小規模監査事務所の経営基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT 基盤、財務基盤及び国際対応基盤）の強化を目的に、各種の支援策（改訂品質管理基準に関するツール及び Q&A の公表、監査事務所の育成やサポートを

1 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。

第 7 期（令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月）については、令和 4 年 5 月 20 日に策定・公表。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20220520/20220520.html>)

2 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の 3 つに分類している。

- ・ 大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC Japan 有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- ・ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の 4 法人を指す。
- ・ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

目的とする直接指導等）を実施している。

イ 不適切会計事案の状況

- ・ 不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数（年間）は、引き続き 50 社を上回る状況が続いている。
- ・ 不適切会計の発生要因としては、国内外のグループ会社に対する管理が十分でないなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスや内部統制の機能不全が挙げられる。
- ・ 財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は当然に経営者にある。他方で、監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査の実施が一層重要となっているほか、財務諸表監査における重要な虚偽表示リスクに係る評価や対応手続等の見直し、内部統制監査における評価範囲等の見直し等を行う必要がある。

ウ 会計・開示をめぐる動向

○四半期報告書制度の廃止

- ・ 令和 5 年 11 月、四半期報告書制度の廃止等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されている。
- ・ 当該改正による四半期報告書制度の廃止に対応して、①企業会計審議会による四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂、監査に関する品質管理基準の改訂、②企業会計基準委員会による中間財務諸表に関する会計基準及び中間財務諸表に関する会計基準の適用指針の改訂、③協会による四半期レビュー基準報告書第 1 号「四半期レビュー」の改正及び期中レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務情報に対するレビュー」の制定等、④東京証券取引所による有価証券上場規程等の一部改正等が行われている。

○サステナビリティ情報の開示の充実と保証への対応

- ・ 令和 5 年 1 月、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄の新設や、コーポレート・ガバナンスに関する開示の充実等を内容とする「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布され、令和 5 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されている。
- ・ サステナビリティ情報の開示については、令和 5 年 6 月、国際サ

ステナビリティ基準審議会（ISSB）によるサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1）及び気候関連開示基準（S2）が最終化されるなど、大きな進展がみられている。また、わが国においても、令和 6 年 3 月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）により ISSB の S1・S2 基準に相当する日本版 S1・S2 基準の公開草案が公表されている。

- ・ サステナビリティ関連情報の信頼性確保に注目が集まる中、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、令和 5 年 8 月、新しいサステナビリティ報告の保証に関する国際基準である「サステナビリティ保証業務に関する全般的な要求事項」（ISSA5000）に係る市中協議を実施しており、令和 6 年 9 月の最終化に向けて審議が進められている。
- ・ このような内外の動向を踏まえ、金融審議会において「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が新たに設置され、サステナビリティ開示基準や保証制度導入に向けた有識者による議論が始められている。

○有価証券報告書等における「重要な契約」の開示

- ・ 令和 5 年 12 月、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されている。
- ・ 当該改正は、有価証券届出書及び有価証券報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の記載事項の一つである「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体化するものであり、①企業・株主間のガバナンスに関する合意、②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、③財務上の特約を有価証券報告書等において「重要な契約」として開示すべきことを明確化したものである。
- ・ 当該改正については、令和 7 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される。

（２）監査の品質の確保・向上に向けた取組

ア 上場会社等監査人に係る登録審査

- ・ 令和 4 年 5 月改正の公認会計士法（以下「改正公認会計士法」という。）の施行に伴い、協会が自主規制として運用してきた上場会社監査事務所登録制度に代わって、法律に基づく上場会社等監査人登録制度が導入されている。
- ・ 協会においては、当該登録制度の導入に際し、上場会社等監査人登録審査会が設置され、同登録審査会が、上場会社等監査人名簿への登

録申請があった者について、品質管理レビュー等を通じた適格性の確認結果に基づき、登録審査を行う体制が整備されている。また、上場会社を監査する体制が整備されているかを品質管理レビューで確認するための指針として、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」が策定されている。

イ 改訂品質管理基準等の適用

- ・ 令和3年11月、監査に関する品質管理基準について、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする改訂が行われているほか、当該品質管理基準の改訂に対応して、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）及び「監査業務における品質管理」（監査基準報告書220）が改正されるとともに、「監査業務に係る審査」（品質管理基準報告書第2号）が新たに策定された。
- ・ 上記基準等については、公認会計士法上の大規模監査法人³においては、令和5年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施されており、また、大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施されている。
- ・ また、改正公認会計士法においては、登録上場会社等監査人に対し、業務の品質の管理の状況等に係る評価結果等を公表する体制を整備する義務が課されており（公認会計士法施行規則第93条）、当該規定については、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては、令和5年7月1日）以後最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日以後に開始する監査法人の会計年度又は公認会計士の年度から適用されている。

ウ 監査法人のガバナンス態勢

- ・ 改正公認会計士法においては、登録上場会社等監査人に対し、①業務の品質の管理の状況等に係る評価結果等を公表する体制（公認会計士法施行規則第93条）を整備する義務のほか、②経営管理の状況等を公表する体制（同第95条）を整備する義務、③組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び適用状況を公表するための体制（同第96条）を整備する義務が課されている。また、上記③の「組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するもの」としては、令和5年3月に改訂された

3 直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人。公認会計士法施行規則第24条参照。

「監査法人の組織的な運営に関する原則」（以下「改訂版コード」という。）が告示指定されている。

- ・ 上記②及び③の体制整備義務については、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては、令和5年7月1日）以後最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用され、登録上場会社等監査人においては、上記②及び③の体制が整備された後のしかるべきタイミングで、経営管理の状況や改訂版コードの適用状況等が公表される。

（３）監査事務所における品質管理上の課題

○総合評価の概要

審査会では、平成28事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価⁴を5段階に区分して記載している（フォローアップ検査を除く。）。

○総合評価の分布状況

直近5事務年度（令和元事務年度から令和5事務年度まで）の検査における総合評価の分布状況は、以下のとおりである。

- ・ 総合評価の最上位の区分に該当する監査事務所はない。
- ・ 大手監査法人は、いずれも上位2番目の区分に該当している。
- ・ 準大手監査法人は、上位3番目又は4番目の区分のいずれかに該当している。
- ・ 中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、その全てが上位3番目以下の区分に該当している。

○大手監査法人における課題

大手監査法人においては、本部品質管理部門と事業部との十分な連携、改善施策の監査現場への浸透状況・実効性の検証、監査チームが実施した監査手続に対する審査担当社員等による批判的な検討の実施等が課題となっている。

○準大手監査法人における課題

4 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、次の5段階に区分し、それぞれの区分ごとに次の評価文言を付している。

①最上位の区分：「良好であると認められる（総合評価：1）」

②上位2番目の区分：「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」

③上位3番目の区分：「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」

④上位4番目の区分：「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」

⑤最下位の区分：「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」

準大手監査法人の中には、以下のような課題がある監査法人が認められる。

- ① 経営層が、監査の品質の適正な水準の確保に向けたリーダーシップを十分に発揮していない。
- ② 経営層が、現行の監査の基準等が求める手続の水準の理解不足が生じている監査実施者が存在する実態を把握できていないなど、法人全体における監査の品質の水準を的確に把握できていない。
- ③ 経営層が、職業倫理や内部規程等を遵守する意識を十分に保持しておらず、監査の品質を重視する風土の醸成や、実効的かつ組織的な業務管理体制の構築に向けた意識が不足している。
- ④ 経営層や品質管理部門による改善施策の実効性の検証が不十分である。
- ⑤ 監督・評価機関がその機能を十分に果たしていない。
- ⑥ 監査現場の実態を踏まえた、監査業務ごとの人的・時間的なリソースの十分性の検証が不十分である。

○中小規模監査事務所における課題

中小規模監査事務所の中には、以下のような課題が認められるなど、上場会社の監査を実施するために更なる態勢整備が求められる監査事務所がみられる。

- ① 経営層が、法人全体における監査の品質の向上に向けたリーダーシップを十分に発揮していない。
- ② 経営層が、現行の監査の基準が求めている品質管理及び監査手続の水準の理解不足が監査実施者に生じている状況を把握していない。
- ③ 品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するための深度ある原因分析の水準を理解していない。
- ④ 職業的専門家としての誠実性・信用保持の重要性に対する認識が欠如している（検査実施通知後の監査調書の差替え等）。
- ⑤ 法人全体における監査の品質を批判的に検討する姿勢が不足している（他の社員が実施した個別監査業務の品質を批判的に検討する意識の不足等）ほか、職業的懐疑心を発揮して、経営者の主張を批判的に検討する意識が不足している。
- ⑥ 監査リスクに対応した十分かつ適切な監査証拠を入手したかを慎重に見極める意識が不足している。

○個別監査業務における課題

監査事務所の規模を問わず、会計上の見積りに係る監査及び不正リスクに対応した監査（収益認識における不正リスクの識別と評価、不正リ

スクへの対応を含む。)に関する不備が継続的に認められるほか、監査上の主要な検討事項(KAM)に係る手続や財務諸表の注記等の記載内容に係る手続においても不備が認められる。

(4) 国際的な監査監督機関等の動向

審査会及び金融庁は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)⁵に必要な支援を行っている。

IFIARは、6大グローバルネットワーク⁶と継続的に対話を行うほか、審査会を含む監査監督当局が実施した検査における指摘事項を取りまとめた「2023年検査指摘事項報告書(Survey of Inspection Findings 2023)」を公表するなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んできている。また、令和6年4月に大阪で開催された2024年IFIAR本会合では、48の国・地域を代表するIFIARメンバーが集い、上記の「2023年検査指摘事項報告書(Survey of Inspection Findings 2023)」の概要が紹介されるとともに、「監査法人のガバナンス」に関する基調講演・パネルディスカッションや、「監査法人のガバナンス」、「サステナビリティ報告の保証」、「監査におけるテクノロジーの活用」に関する分科会が開催され、各テーマに関する活発な議論・意見交換が行われた。

2 令和6事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

(1) モニタリングにおいて重視する事項

上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、本事務年度のモニタリング⁷においては、以下の事項を重視する。

ア 業務管理態勢

○監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮するとともに、経営層において、法人全体での監査の品

5 平成18年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和6年6月末時点で、我が国を含む56か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

6 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonの6つのグローバルネットワークを指す。

7 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、協会、監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

質の水準を的確に把握した上で、監査の品質や職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成し、かつ、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築することが重要である。ついては、トップの姿勢を含む、経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを重点的に検証する。

○業務管理態勢の実効性

監査事務所として、資本市場のゲートキーパーとしての役割を適切に果たし、会計監査に対する社会の期待に応えるためには、各監査事務所において、その規模・特性等に応じた適切なガバナンスを構築することが必要不可欠である。ついては、業務管理態勢が、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用され、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかを重点的に検証する。特に、上場会社等の監査を行う監査事務所については、①組織として、監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有しているか、②監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能が確保されているかなどについて重点的に検証する。

イ 品質管理態勢

○品質管理態勢の実効性

監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけではなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を真に発揮するものとなっているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかについて重点的に検証する。

○改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況の検証

改訂品質管理基準等については、大規模監査法人にあっては、令和5年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施され、また、それ以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施されている。このことを踏まえ、改訂品質管理基準等で求められている、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用状況について重点的に検証する。

○監査資源の確保、育成及び配分

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数、監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成の上、これを適切に配分することが重要である。このことを踏まえ、職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組、監査報酬に係る方針を含め、監査事務所における監査資源の確保、育成及び配分の状況について重点的に検証する。

○監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人の交代が引き続き相当数生じている状況等を踏まえ、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯（大規模上場会社又は監査上のリスクが高いと思われる上場会社との監査契約の新規受嘱に係る経緯等）、新規受嘱時におけるリスク評価や監査報酬に係る決定過程等の適切性、監査実施態勢の整備状況、及び引継の実施状況について重点的に検証する。

○改正倫理規則の遵守状況

改正倫理規則については、一部の規定を除き、令和5年4月1日又は同日以後開始する事業年度の監査業務から適用されていることを踏まえ、改正倫理規則（報酬依存度、非保証業務、審査担当者等の客観性確保等に関する規定）の遵守状況について重点的に検証する。

○デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）

監査のデジタル化の進展により、不正検知等における監査手続の実効性が向上するとともに、監査資源の効果的かつ効率的な配分が実現していくことが期待されることに鑑み、デジタル技術を活用した監査ツールの開発・導入状況等を継続して把握する。併せて、監査事務所において、サイバー攻撃の高度化等に見合った、適切なサイバーセキュリティ対策が講じられているかについて確認する。

ウ 個別監査業務

○不正リスクに対応した監査の実施状況

不適切な会計処理事案の発生状況等を踏まえ、不正リスクに対応した監査の実施状況（不正を実行する動機やプレッシャー、又は不正を実行する機会を与える事象や状況といった不正リスク要因の識別や、不正による重要な虚偽表示リスクの評価において、より注意深く、批判的な姿勢で、十分に職業的懐疑心を発揮しているか、また、識別・評価したリスクに対応する監査手続を適切に立案・実施しているか）

について重点的に検証する。

○収益認識に係る監査の実施状況

収益認識に係る監査における不備の発生状況等を踏まえ、収益認識に係る監査の実施状況（収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを適切に判断した上で、識別・評価した不正リスクに対応した監査手続を適切に立案・実施しているかなど）について重点的に検証する。

○会計上の見積りに係る監査の実施状況

会計上の見積りに係る監査における不備の発生状況等を踏まえ、見積りの不確実性の程度を勘案した上で、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを適切に識別・評価し、経営者の仮定の合理性等に留意して、当該リスクに対応した監査手続を適切に実施しているかなどについて重点的に検証する。

○KAM の決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況

KAM に係る手続における不備の発生状況等を踏まえ、KAM の決定過程（決定に際し、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが行われているか、また、特段の検討を行うことなく、前期の監査報告書（前任監査人によるものを含む。）と同様の内容としていないか）や監査上の対応の記載内容（KAM の決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容が具体的に記載されているか）及び実施状況（監査上の対応として記載された手続が適切に実施されているか）などについて重点的に検証する。

○財務諸表の注記等の記載内容に係る監査の実施状況

財務諸表（注記を含む。）については、財務諸表の利用者の投資判断に資するという開示制度の目的に照らして、提供される情報の正確性や十分性の確保が強く求められているところ、検査においては、財務諸表の注記の誤記載等が監査の過程で看過されるといった不備事例がみられている。このような状況を踏まえ、財務諸表の注記等の正確性等に関し、関連する会計基準や開示に関する法令等を正確に理解した上で、適切な検討が実施されているかなどについて重点的に検証する。

○「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

近時、非財務情報の開示の充実化や開示内容の明確化が図られてい

ることなどを踏まえ、「その他の記載内容」に係る手続（「その他の記載内容の通読」、「その他の記載内容の検討及び評価」等）の実施状況について重点的に検証する。

エ その他

○品質管理レビューの実効性

上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、品質管理レビューについては、登録上場会社等監査人等の適格性の確認手段として、更に重要性が増している。このことを踏まえ、品質管理レビューの実効性について重点的に検証する。

○四半期報告書制度廃止に伴う実務上の取組・対応の状況

四半期報告書制度廃止に伴う監査業務への影響に関連して、第1・第3四半期の決算短信におけるレビュー（レビューは任意、一定の場合義務付け）等の実施状況やその実施等に伴う実務上の影響・懸念点等について確認する。

○非財務情報（サステナビリティ情報を含む。）に係る保証業務への取組状況

非財務情報に対する保証のニーズや公認会計士の関与への期待の高まりがみられることを踏まえ、非財務情報に係る保証業務への取組状況について確認する。

○IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

IPO を目指す企業が成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができる環境整備が進められているかという観点から、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況について確認する。

（２）モニタリングの実施方法

- ・ 審査会は、令和2事務年度以降、対面でのヒアリング等による従来の検査手法に加えて、監査事務所から借り受けたパソコンによる監査調書等の閲覧や、ウェブ会議システムによるヒアリング等のリモート（オンライン）での検査手法を活用してきている。
- ・ 審査会においては、引き続き、双方の検査手法を活用した検査を実施するほか、監査事務所との対話等を通じて、検査方法の更なる改善に向けた検討を実施していくこととする。

3 モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）

（１）協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

- ・ 協会は、上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、品質管理レビューとして、これまでの「通常レビュー」及び「特別レビュー」に加えて、「登録の審査のためのレビュー」を導入するとともに、高い規律付けの一環として、新たな目線で品質管理レビューを実施していく観点から、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の策定等の対応を行っている。
- ・ 協会は、今後の品質管理レビューの方針として、高い規律付けの一環として、新たな目線での品質管理レビューを実施するとともに、改訂品質管理基準の適用や法令上の情報開示体制の整備など、新たな要求事項への対応を行うこととしている。
- ・ 審査会においては、協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていくとともに、上記の品質管理レビューの実施状況についても確認していく。また、「モニタリングにおいて重視する事項」とした品質管理レビューの実効性の検証結果について、適時の情報共有を行うなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。さらに、審査会検査と協会の品質管理レビューのそれぞれの果たすべき役割やそれを踏まえた連携、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化等についても引き続き議論していく。

（２）報告徴収

ア 基本的な考え方

- ・ 我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢の構築を促す観点から、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時・的確に把握する。また、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、効果的な報告徴収を実施する。なお、報告徴収の実施に当たっては、監査事務所等の負担に配慮し、検査や監査事務所等との対話で得られた情報を活用するなどして、効率的な実施に努める。
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を徴収し、分析する。
- ・ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果や上場被監査会社に係る監査上のリスク等を踏まえ、監査事務所の規模

や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。
- ・ 本事務年度においては、3年に1度実施することとされている外国監査法人等に対する報告徴収を実施し、外国監査法人等の業務の状況等を把握する。

イ 報告徴収における重点項目

上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、報告徴収の実施に当たっては、以下の項目を重点項目とする。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢（ガバナンス・コードを採用している監査法人については、同コードを踏まえて整備された態勢）の実効性（トップの経営方針や収益・財務構造の把握を含む。）
- ③ 品質管理態勢の実効性
- ④ 改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況
- ⑤ 改正倫理規則の遵守状況
- ⑥ 監査資源の確保、育成及び配分（職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）
- ⑦ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等
- ⑧ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）
- ⑨ 四半期報告書制度廃止に伴う実務上の取組・対応の状況
- ⑩ 非財務情報（サステナビリティ情報を含む。）に係る保証業務への取組状況
- ⑪ IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

（３）監査事務所に関する情報等の収集・分析等

ア 監査事務所との対話

- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との間で引き続き定期的な対話を行い、各監査法人における最新の業務管理態勢

等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界が抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。

- ・ 上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との対話を引き続き実施する。

イ 国内外の関係機関との連携

審査会は、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関のほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携等を強化していく。また、意見交換・連携を通じて得られた情報をモニタリングに積極的に活用していくほか、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析に努める。また、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し、適切な対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を引き続き登用するほか、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて、人材の育成を今後も進めていく。

4 検査基本計画

（１）共通事項

ア 共通重点項目

上記「１（３）監査事務所における品質管理上の課題」を踏まえ、検査の実施に当たっては、以下の項目を共通重点項目とする。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢の実効性
- ③ 品質管理態勢の実効性
- ④ 改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況
- ⑤ 品質管理に関する施策（品質管理レビューや審査会検査における指摘等に対する改善措置を含む。）の監査現場における浸透・定着状況
- ⑥ 監査資源の確保、育成及び配分の状況（監査資源に対するモニタリング等の実施状況を含む。）
- ⑦ 改正倫理規則の遵守状況
- ⑧ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ⑨ 不正リスクに対応した監査の実施状況
- ⑩ 収益認識に係る監査の実施状況
- ⑪ 会計上の見積りに係る監査の実施状況

- ⑫ KAMの決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況
- ⑬ 財務諸表の注記等の記載内容に係る監査の実施状況
- ⑭ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの実施状況
- ⑮ 「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

イ 実施方法

監査事務所における電子調書の導入状況や監査事務所からの要望等を踏まえ、リモート検査（監査調書等の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリングをオンラインやウェブ会議等を利用して実施する検査）と対面での検査を併用して実施する。

（２）大手監査法人に対する検査

ア 実施頻度等

- ・ 大手監査法人については、資本市場における役割の重要性に鑑み、原則として、毎年、検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。
- ・ フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、個別監査業務に対する検証は原則行わず、主として、通常検査での指摘事項に対する改善施策の運用状況等について検証する。なお、検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。
- ・ 市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明し、又は疑われるなど、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記の原則にとらわれることなく、機動的に検査を行う。

イ 重点項目

大手監査法人における品質管理上の課題（上記「１（３）監査事務所における品質管理上の課題」参照）を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ① 監査の品質の確保・向上に向けた、トップを含む経営層及び品質管理部門の監査現場（事業部等）に対するけん制機能の発揮
- ② 品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況
- ③ 被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況

（３）準大手監査法人に対する検査

ア 実施頻度

- ・ 準大手監査法人については、原則として、２年に一度の頻度で検査を実施する。具体的には、令和５事務年度及び令和６事務年度中において、全ての準大手監査法人に対する検査を一度実施の上、令和７事務年度からは、各法人に対する検査を原則として２年に一度の頻度で実施することとする。
- ・ ただし、被監査会社に会計上の重大な問題が判明するなど、監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行う。

イ 重点項目

準大手監査法人における品質管理上の課題（上記「１（３）監査事務所における品質管理上の課題」参照）を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ① トップを含む経営層による監査の品質を重視する組織風土の醸成に向けた取組の状況
- ② 法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組
- ③ 品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況
- ④ 品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況
- ⑤ 監査調書の管理（監査調書の不適切な修正、追加作成等の防止を含む。）の状況

（４）中小規模監査事務所に対する検査

ア 実施頻度

- ・ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢や上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。
- ・ 上場会社監査の担い手としての役割が増大していることなどに鑑み、本事務年度においても、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

イ 重点項目

中小規模監査事務所における品質管理上の課題（上記「１（３）監査事務所における品質管理上の課題」参照）を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ① トップを含む経営層の品質管理に対する認識

- ② 法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組
- ③ 地区事務所を含めた組織的な品質管理態勢の整備・運用状況
- ④ 社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識
- ⑤ 監査調書の管理（監査調書の不適切な修正、追加作成等の防止を含む。）の状況

5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果について広く一般に情報提供し、監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、モニタリング情報の提供に当たっては、以下の点に留意する。

ア 監査役等への検査結果の伝達

監査事務所に対し、指摘内容等が的確に伝達されるよう、また、被監査会社の監査役等に対して、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、引き続き、検査結果の記載内容の充実に努める。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているかについて、引き続き確認する。

イ モニタリングレポート

審査会は、市場関係者等の監査に対する理解の深化を目的として、平成 28 年から、モニタリングの成果等をまとめたモニタリングレポート⁸を公表してきている。当該レポートについては、利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努めるほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 検査結果事例集

審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を促す観点から、平成 20 年以降、検査で確認された事例等を取りまとめた、監査事務所検査結果事例集⁹を公表してきており、今後も、監査事務所の改善取組の参考と

8 「令和 6 年版モニタリングレポート」

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20240719-1/20240719-1.html>) では、本基本計画中の「1（1）監査業務の動向」、「1（2）監査の品質の確保・向上に向けた取組」等に関し、より詳細な情報を提供しているので、併せて参照されたい。

9 「監査事務所検査結果事例集（令和 6 事務年度版）」

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20240719-2/20240719-2.html>) では、本基本

なるよう、最新の事例への入替え等による、記載内容の充実に取り組んでいく。また、引き続き、当該事例集を活用した講演・説明会を全国の協会地域会で実施するとともに、当該事例集の内容について、市場関係者に対する情報発信を積極的に行っていくほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

以上

計画中の「１（３）監査事務所における品質管理上の課題」等に関し、より詳細な情報を提供しているので、併せて参照されたい。